

第18回総会 議事録

開催日時 令和3年12月27日(月曜日) 午後1時30分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1番 一柳 泰徳	2番 竹内 信行	3番 錦野 伸策	4番 谷崎 徹
5番 金西 章	6番 栗本 謙二	7番 廣田 由美	8番 豊田 泉朱
9番 谷崎 賢二	10番 矢野 伸二	11番 江崎 恵子	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 關 藤子	17番 森 博之
18番 高井 トミエ	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

1番 一柳 泰徳 9番 谷崎 賢二

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 庄野 博美	2区 柳川 昌弘	3区 島田 正明	3区 松下 傳
4区 石原 美史	5区 宮田 芳和	5区 辻 義徳	6区 庄野 敏彦
6区 橋本 春男	7区 小松 晃	7区 徳山 守	8区 内多 泰美
9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博	

(推進委員の欠席者)

5区 辻 義徳 6区 橋本 春男 7区 小松 晃

(出席者)

局長 添木 尚 次長 前田 秀和 主任 安部 裕介

議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

議案第3号 農用地利用集積計画案審議について

議案外

報告第1号 農地法第5条の規定による許可書の訂正願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地移動適正化斡旋の取下げについて

報告第4号 農地改良届出について

報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

開会開始時間 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第18回総会を開催いたします。
議事に入る前に、議事録署名者に、8番 豊田委員、11番 江崎委員をご指名いたします。
よろしくお願ひいたします。
なお、1番 一柳委員、9番 谷崎委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、
会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、1件、2筆です。

議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号1番、整理番号2番は、相手方の要望による所有権移転の申請です。
申請地は、田2筆、面積81㎡、154㎡です。

譲受人は、永小作にて代々この土地を耕作していました。このたび、譲渡人から購入の打診があり、
これを了承したため、今回の申請に至りました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても
問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、
農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長

担当の江崎委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 江崎委員

立江町の江崎です。
何も問題ないのでご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番、整理番号2番については、原案どおり可決と認めます。
引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は、2件、2筆です。
※議案書訂正（整理番号1番 譲受人→使用借人、譲渡人→使用貸人）

議長

事務局は、整理番号1番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番についてご説明いたします。
転用目的は、住宅でございます。

使用借人は、現在実家で住まいをしておりますが、結婚や出産等を機に手狭になってきたことから自分たちの新居を構えたいと考え、この度、実父が所有する申請地において住宅建築することを計画しました。申請地は、アクセスも良好で、実家の隣接地であるなど優位性がある為、選定に至り、なお、使用借人と使用貸人の両者において、使用貸借契約による利用の承諾が得られたことから、このたび、農地法第5条許可申請が提出されました。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に農振除外済みです。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の融資証明証が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画

面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇土地改良区からの意見書が添付されており、浄化槽の排水及び雑排水は、環境衛生上支障なきよう処理したのち、改良区が管理する水路に放流することへの同意書も添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、申請地について周囲に既設コンクリート構造物があるため周囲への被害はなく、また、良質の山土により造成するとのことでもあります。付近の農地等への被害はないと思われませんが、万一支障等が生じた場合には使用借人自ら誠実に対応するとのこととす。

以上のことから、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本委員

田浦町の栗本です。丁度実家の西隣に面したところで障害になるような事がないと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決相当と認めます。
引き続き、事務局は整理番号2番の審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号2番についてご説明いたします。
転用目的は、店舗（衣料品販売）でございます。

譲受人は、阿南市内にて店舗を賃貸し男性洋服の小売業を営んでおりますが、貸主の要望により立ち退くことになり、事業継続をするうえで新店舗が必要なため、このたび申請地の第5条許可申請をすることとしました。

申請地については、国道沿線に位置し、徳島市・阿南市に隣接しており、従来の顧客に引き続き利用してもらい、また、流入の多い徳島市側の新規の顧客も見込めることから、選定したとのこととあります。

申請地は、市街化調整区域内の農業振興地域内の農用地区域外の農地です。

農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で、2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については〇〇銀行株式会社〇〇支店の残高証明証が添付されており、申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇土地改良区からの意見書が添付されており、〇〇協議会より浄化槽排水、雨水等を排水することへの同意書も添付されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周辺農地はなく影響はないものと思われまます。また、コンクリート擁壁を設置し、山土にて盛土のうえアスファルト舗装をし、店舗内の排水は、合併浄化槽を介して集水桝へ、敷地内の雨水も同様、集水桝へ集め国道敷内既存水路へ接続し放流することとであります。

以上のことから、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。
以上です。

議長

担当の栗本委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本委員

田浦町の栗本です。現場は55号バイパス小松島警察署より少し南の所で、住宅に囲まれ東側は市道に面しておりまして、農地にはいっさい面していない、農業に支障のあるような所ではないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号2番については、原案どおり可決相当と認めます。
以上で議案第2号を可決いたします。
引き続き、議案第3号 「農用地利用集積計画案審議について」
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、21件、35筆です。
※議案書訂正（整理番号33～38番 削除）

はじめに議案書の訂正をいたします。
整理番号33番から整理番号38番の案件に関しましては、すでに利用権が設定されておりますので削除させていただきます。
見え消しで訂正した該当ページをお配りしておりますので、差し替えをお願いします。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。
要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。
以上で、議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第5条の規定による許可書の訂正願について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地移動適正化斡旋の取下げについて

報告第4号 農地改良届出について

報告第5号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（局長）

議案書の9ページをお開きください。

報告第1号『農地法第5条の規定による許可書の訂正願について』

訂正件数1件、2筆です。

整理番号1番、整理番号2番は、令和3年10月28日付け徳島県指令農林第3254号により農地法第5条の規定による許可されておりましたが、譲渡人より、譲渡人住所の訂正するための訂正願が提出され、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、徳島県へ「訂正に係る確認書」を送付いたしました。

事務局（局長）

議案書の10ページをお開きください。

報告第2号『農地法第18条第6項の規定による通知について』

届出件数5件、12筆です。

それぞれ賃借人、賃貸人及び使用借人、使用貸人の協議のもと、合意解約に必要な書類、農地法第18条第6項の規定による通知書、および合意解約書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

事務局（局長）

議案書の11ページをお開きください。

報告第3号『農地移動適正斡旋の取下について』

申出件数2件、2筆です。

整理番号1番は、申請人より、農地斡旋で11月9日付第189号で申請を受理しておりましたが、12月10日に斡旋取下げ願いが提出されましたので、12月13日付で取下げを受理したものでございます。

整理番号2番は、申請人より、農地斡旋で11月9日付第190号で申請を受理しておりましたが、12月10日に斡旋取下げ願いが提出されましたので、12月13日付で取下げを受理したものでございます。

事務局（局長）

議案書の12ページをお開きください。

報告第4号『農地改良届出について』

申出件数1件、1筆です。

このたび45センチほど嵩上げして、家庭用野菜の栽培を行う予定でございます。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（局長）

議案書の13ページをお開きください。

報告第5号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

届出件数は、4件、7筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、14ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第18回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 1 時 55 分

議事録署名委員

8番 豊田 泉朱

11番 江崎 恵子